

# I 自然と共生するまちづくり

---

- 1 自然環境の保全・活用
- 2 清潔で美しい地域づくり
- 3 地球環境の保全
- 4 計画的な土地利用の推進



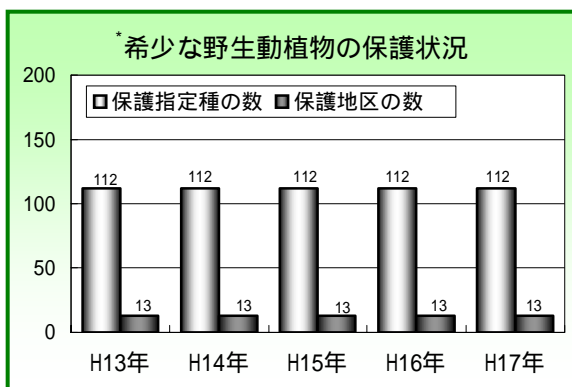
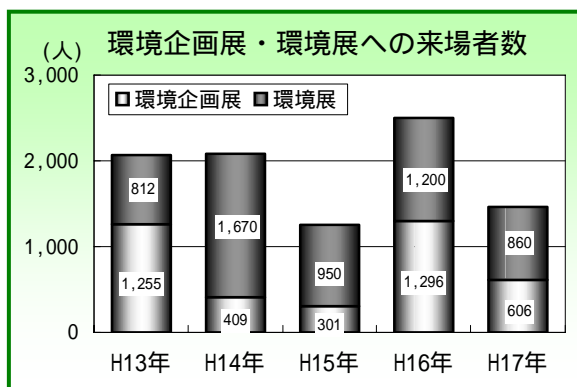
中学生によるまちづくり次世代ワークショップ

# 1 自然環境の保全・活用

## 現状と課題

本市の恵まれた自然景観や\*希少な野生動植物が生息する環境は、市民共有の財産として、生活に潤いや安らぎをもたらしていますが、近年は、開発などにもともなう環境問題が生じています。

このため、行政や市民、事業者が\*協働して自然と共生する地域づくりを推進する必要があります。また、環境学習の推進とともに、情報の発信やイベントなどの開催による環境保全意識の高揚や、\*希少な野生動植物を保護するため、生息状況の把握や的確な情報の提供を図る必要があります。



## 目指すべき方向

計画的な自然環境の保全  
保全意識の高揚  
動植物の保護



沼原湿原

## 施策の体系

施策	目指すべき方向	具体的な施策
自然環境の保全・活用	計画的な自然環境の保全	自然環境保全のための基本指針の策定とその推進
	保全意識の高揚	環境学習の推進 環境情報の提供
	動植物の保護	*希少な野生動植物の保護

## 施策の内容

計画的な自然環境の  
保全

### 自然環境保全のための基本指針の策定とその推進

- ・自然環境の保全を総合的かつ計画的に進めるため、行政と市民、事業者の\*協働のもと、「\*環境基本計画」の策定に取り組むとともに、それぞれの役割に応じた環境保全活動を推進していきます。

保全意識の高揚

### 環境学習の推進

- ・学習会の開催などにより、自然に対する保全意識の高揚を図るとともに、観察会やイベントなどを通して市民が自然環境に触れる機会の提供に努めます。

### 環境情報の提供

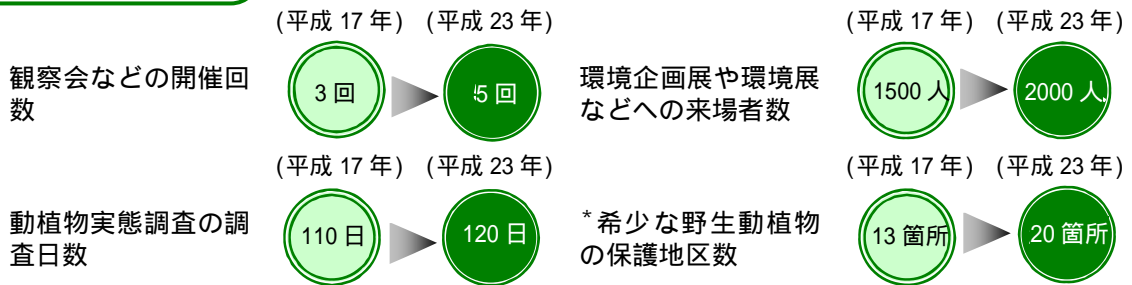
- ・市のホームページやパンフレットを通して、環境保全に関する情報の提供に努めます。

動植物の保護

### \*希少な野生動植物の保護

- ・動植物実態調査の実施により、生息状況を把握するとともに、保護地区の指定や監視活動の推進により、\*希少な野生動植物の保護に努めます。

## 成果指標



## 主要事業

事業名	計画期間(H19~H23年度)
観察会などの開催	期間中継続
環境企画展や環境展などの開催	期間中継続
動植物実態調査の実施	期間中継続
保護地区の指定、監視活動の実施	期間中継続

## 2 清潔で美しい地域づくり

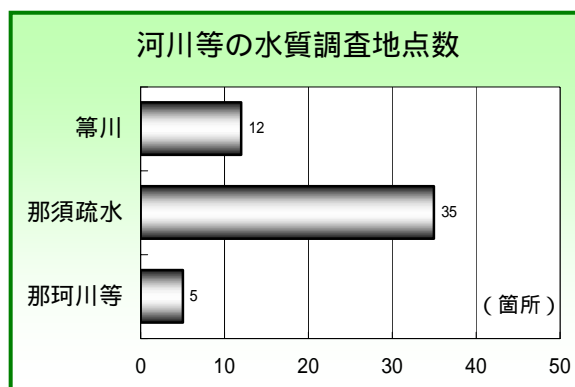
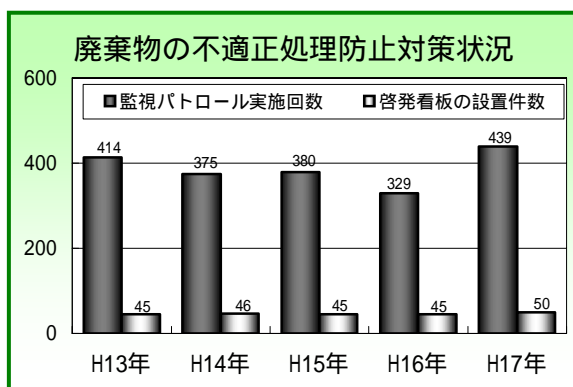
### 現状と課題

那須連山に連なる広大な那須野ヶ原に位置する本市は、豊かな自然と美しい景観を誇っています。しかしながら、不法投棄や野外焼却などの廃棄物の不適正処理が依然として後を絶たず、景観や自然環境への悪影響が懸念されます。

このため、不法投棄や野外焼却などについての監視を強化するとともに、廃棄物の適正処理について周知啓発を図る必要があります。

また、本市には数多くの産業廃棄物処理施設が設置され、多量の産業廃棄物が持ち込まれています。このため、不適正処理を起因とする生活環境への悪影響が懸念されることから、監視の強化による不適正処理の未然防止を図る必要があります。

併せて、環境汚染の未然防止を図るため、公害の監視活動も強化する必要があります。



### 目指すべき方向

廃棄物の不適正処理の防止  
公害の防止



市内一斉美化運動

### 施策の体系

施策	目指すべき方向	具体的な施策
清潔で美しい地域づくり	廃棄物の不適正処理の防止	監視体制の強化 適正処理の促進
	公害の防止	定期的な調査の実施 監視と指導の強化

## 施策の内容

### 廃棄物の不適正処理の防止

#### 監視体制の強化

- ・担当職員や廃棄物監視員による監視活動を実施するとともに、タクシー会社や森林組合との不法投棄の情報提供に関する協定や県、警察などの関係機関との連携を密にすることにより、不法投棄や野外焼却などについての監視を強化し、廃棄物の不適正処理の未然防止と早期発見、早期対応に努めます。また、産業廃棄物処理施設についても、県などの関係機関と連携を図り、監視を強化し、不適正処理の未然防止に努めます。

#### 適正処理の促進

- ・イベントなど多くの人が集まる機会でのパンフレットの配布や、広報誌やホームページを通して、廃棄物の適正処理について周知・啓発に努めます。

### 公害の防止

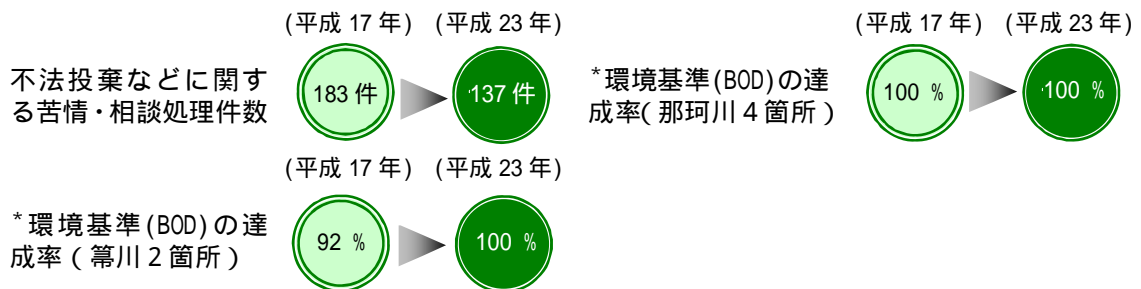
#### 定期的な調査の実施

- ・河川や地下水などの水質調査とともに、新幹線や自動車の騒音・振動調査を定期的に行います。

#### 監視と指導の強化

- ・公害を発生する恐れのある事業場や工場への監視と指導の強化に努めます。

## 成果指標



## 主要事業

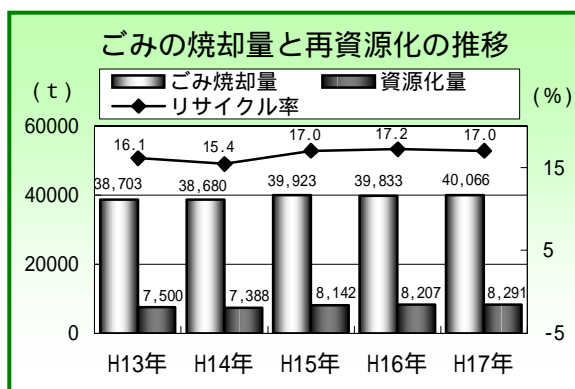
事業名	計画期間(H19~H23年度)
不法投棄防止事業	期間中継続
河川・地下水等の水質調査	期間中継続

### 3 地球環境の保全

#### 現状と課題

経済活動の拡大や生活様式の多様化により、ごみの排出量の増加や廃棄物問題が深刻化するなか、資源のリサイクル化に対する社会の関心は高まっています。加えて、\*温室効果ガスの増加などにより、\*地球温暖化が進行するなか、地球規模での環境の異変や生態系への影響など深刻な問題が指摘されています。

こうした状況のなか、環境に負荷の少ない\*循環型社会を構築していくため、市民や事業者への意識の啓発やごみ分別の周知徹底とともに、資源のリサイクル化を推進する必要があります。加えて、石油や電気などの使用量の削減など、省エネルギーの普及と\*新エネルギーの導入を進めていく必要があります。



#### 目指すべき方向

ごみの減量

\*地球温暖化の防止

#### 施策の体系

施策	目指すべき方向	具体的な施策
地球環境の保全	ごみの減量	ごみ減量への意識啓発 ごみの減量化・資源化 第2期広域ごみ処理施設の建設
	*地球温暖化の防止	省エネルギー対策の推進 *新エネルギー導入の検討 市内事業所の*地球温暖化防止行動の促進

## 施策の内容

### ごみの減量

#### ごみ減量への意識啓発

- ・ごみに関する情報提供の充実を図り、ごみに対する意識の啓発に努めます。

#### ごみの減量化・資源化

- ・ごみの減量化、資源化を推進するため、分別方法の見直しや家庭ごみの有料化について検討します。
- ・\*循環型社会の構築を目指し、ごみの減量化に努力した人や事業所の顕彰を行います。

#### 第2期広域ごみ処理施設の建設

- ・資源のリサイクルを主眼とした那須地区広域行政事務組合による第2期ごみ処理施設の建設を促進します。

### 地球温暖化の防止

#### 省エネルギー対策の推進

- ・家電製品の待機電力の抑制を図るとともに、冷暖房の設定温度の適正化、低公害車の導入などを推進し、省エネルギーの普及に努めます。

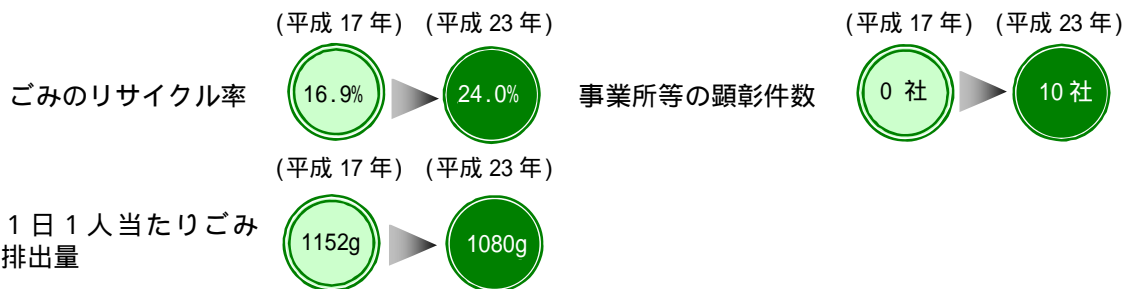
#### \*新エネルギー導入の検討

- ・住宅や事業所などへの太陽光パネルの普及や\*バイオマス燃料などに関する検討を行い、\*新エネルギーの普及を促進します。

#### 市内事業所への地球温暖化防止行動の促進

- ・地球環境の保全を図るため、市内事業所などへの趣旨普及に努めていきます。

## 成果指標



## 主要事業

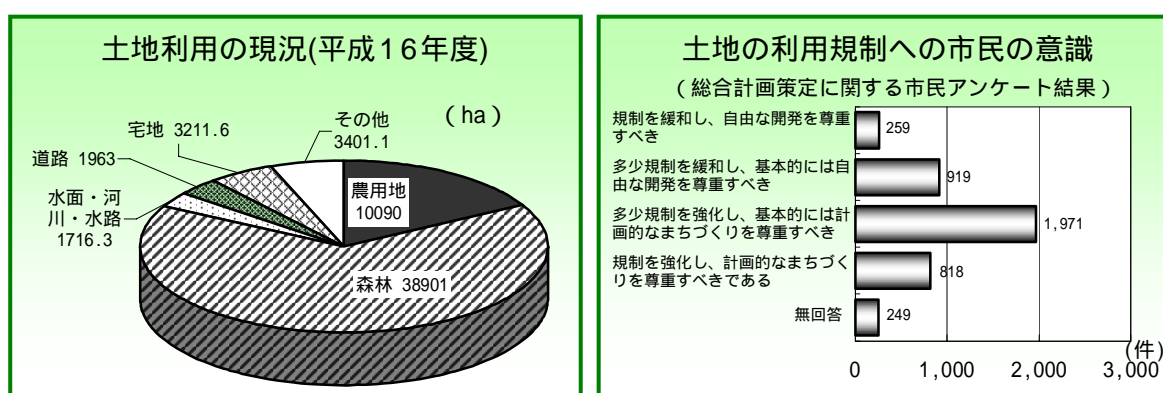
事業名	計画期間(H19~H23年度)
家庭ごみの有料化検討	19年度
ごみの減量化・資源化対策事業	20~23年度
ごみ処理施設建設事業(広域第2期ごみ処理施設整備事業)	19~20年度
事業所等の環境行動への顕彰	期間中継続

## 4 計画的な土地利用の推進

### 現状と課題

自然環境や地理的な好条件に恵まれた本市には、\*用途地域以外の規制の緩い地域や規制のかからない地域で無秩序な土地の開発が行われています。また、平地林の伐採や農地の転用などにより、市の特色である街道景観や田園風景が損なわれつつあります。

このため、自然環境や景観に配慮した土地利用を計画的に推進し、地域の特性を活かしたきめ細かな規制と誘導を行う必要があります。



### 目指すべき方向

土地利用の適切な規制と誘導  
総合的な土地利用施策の展開

### 施策の体系

施策	目指すべき方向	具体的な施策
計画的な土地利用の推進	土地利用の適切な規制と誘導	地域特性に応じた土地利用の推進
	総合的な土地利用施策の展開	土地利用調整機能の充実



## 施策の内容

### 土地利用の適切な規制と誘導

#### 地域特性に応じた土地利用の推進

- ・ \*土地利用調整基本計画や\*都市計画マスタープランに基づき地域の特性に応じた土地利用を推進します。
- ・ \*国土利用計画法や農地法などの関係法令の適正な運用を図るとともに、\*開発指導要綱の運用・拡充などにより、開発行為の適切な規制・誘導に努めます。
- ・ 景観に関する調査を行い、良好な都市景観や田園景観の維持・創出に努めます。
- ・ 過密化する産業廃棄物処理施設の立地を抑制するための方策について、研究・検討を進めていきます。

### 総合的な土地利用施策の展開

#### 土地利用調整機能の充実

- ・ 計画的な市街地の形成を図るため、\*用途地域の見直しを進めるとともに、\*国土利用計画法や\*土地利用調整基本計画を基調とした、総合的な土地利用調整のための仕組みづくりを検討していきます。また、土地利用の円滑化を図るため、基礎的な情報となる土地の面積や形状を明確にする地籍調査事業を推進します。

## 成果指標



## 主要事業

事業名	計画期間(H19~H23年度)
土地利用の適切な規制と誘導	期間中継続
*国土利用計画法・*土地利用調整基本計画の運用	期間中継続